

例えば、2021年12月25日領収印のものや、2021年に罹患し保険金を受け取った病気の医療費控除を受ける場合は、2021年分確定申告で申告をしなければなりません。還付申告は最大5年間さかのぼって申告できます！



医療費控除を受けるための書類の作成方法

【令和4（2022）年分確定申告の場合は、2022年1月1日～12月31日領収分に限り】

Step1 書類を用意！

○健保（共済）組合で発行される「医療費通知」を用意

- ・郵送やウェブページよりダウンロードする組合もありますので詳しくは各組合へお尋ねください。
- ・e-Tax でマイナポータルと連動させると、医療費通知の内容を自動反映できます（2月中旬以降～）

トヨタ関連部品健康保険組合ウェブサイトより

医療費通知に書かれていないようなものは領収書を用意し、ご自身（申告者）で集計する

○医療機関から受け取った領収書（自己負担部分）を集計
 (例) ○○太郎 A病院 年間1万円
 ○○花子 A病院 年間3万円

※美容など医師等による診察等でない費用は対象外、生保会社の保険給付があった場合は差引

○ドラッグストアで購入した医薬品（医師の指示で購入した治療や療養に必要な医薬品の対価）

※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）と通常の医療費控除は同時に適用されません。申告時に申告者が選択！



判断に迷う場合は、刈谷税務署の確定申告相談電話（0566-21-6211→自動音声後「0番（1～3月のみ）」）へお尋ねください。

領収書の提出は不要ですが、確定申告期限後5年間保存！

（おむつ代や白内障などのめがね購入費は医師の証明や処方箋が必要であるほか、公共交通機関など領収書がないものは合計を計算して記載）



Step2 明細書を作成！

令和4 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 知立市○○町△△1番地 氏名 ○○太郎

1 医療費通知に記載された事項
 医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
450,000 円	135,000 円	0 円

セルフメディケーションについては国税庁ホームページや税務署の相談電話窓口へ

転記

2 医療費(上記1以外)の明細
 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
○○太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	10,000 円	
○○花子	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	30,000 円	
○○太郎	B 歯科クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000 円	40,000 円
○○太郎	▲●■ドラッグ	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000 円	

夫婦で生計が一緒の場合、夫婦分を夫（または妻）の申告で医療費控除が可能

例えば、C保険会社より保険金を5万円受け取ったとしても、実際に自分が払ったのは4万円であれば、補てん金額は4万円となる。よって、他の医療費に充てることはしない。

集計結果を記載

ここにある金額はあくまで一例ですのでご自身のものにあてはめて計算してください。

エクセルなどを使ってご自身で明細書と同じようなものを作成していただければ提出可（個人・医療機関別の明細などの項目が必要）

2 の 合 計		85,000 円	40,000 円
医療費の合計		A (7+8) 220,000 円	B (9+10) 40,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	220,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	40,000 円	B
差引金額 (A - B)	180,000 円	C
所得金額の合計額	1,100,000 円	D
D × 0.05 (赤字のときは0円)	55,000 円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	55,000 円	F
医療費控除額 (C - F)	125,000 円	G

確定申告書にある「所得金額」を元に控除できる額を算出

例えば、年金収入220万円（65歳超）の場合は、所得金額は110万円となり、医療費10万円超えなくても医療費控除可能

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
 (特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。
 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

所得金額（D以下）は人によって異なるので記載方法を読んでご自身で計算を！

e-Tax の場合は、作成方法により提出方法など異なりますので、画面に出てきた方法で対応してください。



※市県民税申告の場合は、所得税の様式を市県民税のものとしなします